今治市主任介護支援専門員研修受講者推薦に関する要領

（主旨）

第１条　この要領は、愛媛県又は愛媛県が指定する機関（以下「愛媛県等」という）が行う主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修（以下「主任研修」という。）を受講する者を愛媛県等に推薦することに関し、必要な要項を定めるものとする。

（推薦基準）

第２条　市長は、この要領の規定により市長の推薦を受けようとする者（以下「推薦希望者」という。）のうち、愛媛県等が定める主任研修受講要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件に該当している者を愛媛県等へ推薦する。

（１）　前年度までに本市が行う実地指導や運営指導に基づく指導等の改善がなされている本市に所在する介護保険事業を行う法人又は事業所等（以下「事業所等」という。）に勤務していること。

（２）　申込時点で、今治圏域介護支援専門員協議会の会員又は１年以内に同協議会の会員となる予定であること。

（３）　主任研修受講後、１年間以上本市内の事業所等で勤務する予定があること。

（４）　主任研修受講後に以下の取組について積極的に協力することを、推薦希望者及び当該推薦希望者が勤務する事業所等が同意していること。

ア　本市又は本市が委託した機関が行う事業

イ　支援困難事例の受入れ

ウ　他の事業所等の介護支援専門員の指導

エ　本市が作成する主任介護支援専門員名簿への登録

オ　地域包括支援センターへの情報提供

カ　愛媛県等が行う介護支援専門員地域リーダー養成研修等の参加

（５）　推薦申込者が、地域包括支援センターに配置されている者である場合は、当該地域包括支援センターで専任職員としての従事期間が１年以上あること。

（申込、選考及び審査）

第３条　推薦希望者は、主任介護支援専門員（更新）研修受講推薦依頼書及び本人同意書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に申し込まなければならない。

（１）　主任介護支援専門員（更新）研修受講推薦依頼書及び法人同意書（別記様式第２号）

（２）　愛媛県等が定める提出書類の写し

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申込みがあった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、推薦順位を決定して当該推薦希望者に連絡するものとし、不適当と認めたときは、その旨を当該推薦希望者に連絡するものとする。

（推薦希望者の情報）

第４条　この要領による主任研修受講推薦に関する情報は、推薦に係る事務の執行のためのみに利用するものとする。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成30年２月１日から施行する。